

茨城大学学術情報リポジトリへの登録申請書

平成 年 月 日

茨城大学図書館長 殿

著作者： \_\_\_\_\_ (自署)

連絡先 \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_

E-mail： \_\_\_\_\_

私は、下記の資料について、裏面の「茨城大学学術情報リポジトリへの提供論文利用許諾について」にしたがって、電子的公開することを申請します。

記

論文タイトル \_\_\_\_\_

掲載誌名 \_\_\_\_\_

巻号 \_\_\_\_\_

ページ \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

出版年 \_\_\_\_\_

## 茨城大学学術情報リポジトリへの提供論文利用許諾について

### < 目的 >

自身著作の論文（学術雑誌、政府刊行物、新聞等に発表済みの著作）原稿データを茨城大学学術情報リポジトリに登録し、インターネットによって茨城大学内外に公開することにより、教育・学習活動を支援し、学術研究の発展に寄与するとともに、社会に貢献する。

### < 電子データの利用 >

- 1．図書館は、電子化された論文（以下「電子データ」という。）の複製をサーバに格納する。
- 2．図書館は、ネットワークを通じて1．の複製物を不特定多数に無料で公開(送信)する。
- 3．図書館は、利用・保存のため必要な複製・媒体変換を行う。
- 4．図書館は、電子データを利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。
- 5．図書館は、利用者が電子データを利用した結果について、その責任を負わない。

### < 全文ダウンロード・出力 >

茨城大学学術情報リポジトリに登録された電子データを、利用者が全文ダウンロードあるいは出力することを認める。

### < 著作物の利用許諾等 >

- 1．登録申請者（以下、「登録者」という。）以外に著作権者が存在する場合（例えば、著作権者が複数の場合、又は当該論文に登録者以外の者が開発したコンピュータ・プログラムが含まれている場合等）は、登録者はあらかじめ他の著作者からの利用許諾を書面で得ておく。
- 2．当該論文の利用に際して第三者との紛争が生じることのないよう、登録者はあらかじめ著作権に関わる者との調整等を行っておく。

### < 公開の解除 >

- 1．公開の解除を希望する場合は、登録者はその理由を付して、公開の解除を申請することができる。
- 2．公開に不適切な事実が認められる場合は、図書館長は解除の理由を付して、登録者に公開の解除を通知することができる。

### < その他 >

この申請書に記載されていない事項については、必要に応じて、登録者及び図書館長が別途協議することとする。